



意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

次に日程2非農地証明願について、2件ありますが、同じ倉見地区ですので議案番号24号、25号を同時に上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号24、25号を朗読)

議案24号は、倉見のフジライスの北側にある駐車場で、敷地の東部分は砂利敷き、西部分は中古車置場となっています。平成初め頃から駐車場として賃貸されており、平成21年の相続によって農地転用の手続きが必要ということが判明したようです。当該地の立地基準につきましては西側市街化地域から連たんしており、第3種農地にあたります。議案25号につきましては、倉見十二天交差点北のコンビニ向かいの駐車場部分と、奥の資材置場でございます。昭和48年に資材置場として使用し、その後、平成6年に一部をコンビニ駐車場として使用しております。平成19年に相続があり、平成21年に敷地の北側の774-1の敷地については非農地証明を交付いたしました。その際一体利用していた776-1については申請に含まれていなかったため、今回の申請となったものです。東側の市街化地域と隣接した第3種農地にあたります。

会 長：続いて、地区担当の委員から、補足説明をお願いします。

1 番：議案24号については、以前造園業者が使っていたが、そのままいなくなり、現在は中古車展示場が借りていて非農地です。議案25号は造園業者の資材置場でしたが、先代が亡くなり廃業となり、その後コンビニの駐車場になりました。前回の申請時に一部の筆を忘れたものと思われま。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号24、25号について決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号24、25号は原案のとおり非農地証明書を交付することに決定いたします。次に日程第3農業経営基盤強化促進法に伴う利用権設定の申し出について、議案26号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号26号を朗読)

当該地は、いちご農家でしたが、今年2月に相続があり、相続人は農業をしないため、ご自身で借り手を探し、双方の申し出に至りました。借り手は家族のほかにも10人ほど雇い入れ、また、大型機械を多種多数所有しており、問題はないと思われま。

会 長：続いて担当地区の委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

1 番：農地パトロールの際、記録を報告したことがあるところです。平成22年に作付け停止後、4年間作付けはありません。2月3日に前所有者が亡くなり3月は草が生えていましたが除草され、4月にボーリング、大型機械や苗がありました。今はベンチができていて半分まで鉢が置いてあります。農業振興地域でもあり、妥当な賃借であると思いま。

会 長：では、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案26号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号26号は原案のとおり決定通知書を寒川

	<p>町長に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程4農地法第4条第1項第7号の規定による転用届け出について報告番号48号、49号及び50号の3件、日程5、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号51、52、53、及び54号の4件、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号48～54号を朗読)</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長先決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言がないようですので、届け出の報告事項については了承されたことといたします。 最後にその他として審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、平成25年第6回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成25年第6回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(1番) 栗田 務 議事録署名人(2番) 石塚 雄二司

本議事録は、平成25年7月24日、承認・署名を得て確定しました。